令和６年度　形埜小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす，人として許されない行為である。また，どの児童も，被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に，教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに，学校全体で組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

何より学校は，児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で，安心・安全に生活できる場であり，学ぶ喜びが生まれる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに，互いに認め合える人間関係をつくり，集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように，学び合い育ち合う授業づくり・学校づくりに取り組んでいく。そうした中で，児童が自己肯定感を育み，仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。このことがいじめを防止する道につながると考える。

２　いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し，いじめのささいな兆候や懸念，児童からの訴えを，特定の教師が抱え込むことのないよう，学校組織全体で対応する。

いじめ･長期欠席対策担当，校長，教頭，教務主任，校務主任，生活指導主任，養護教諭，担任で構成し，必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・児童への「生活アンケート」，保護者アンケート，学校評価アンケートを行い，学校におけるいじめ防止対策の検証を行い，改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り，教職員の共通理解を図る。

・生活アンケートや教育相談の結果の集約，分析，対策の検討を行い，実効性あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

・随時，学校だよりやホームページ等を通して，いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合，あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は，いじめ対策委員会を開き，正確な事実の把握に努め，問題の解消に向けた指導・支援に組織的に取り組む。

・事案への対応については，適切なメンバー構成を検討し，迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も，その後の児童の様子を見守り，継続的な指導・支援を行う。

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア　児童同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，共に成長していく学校づくり，学級づくりを進める。

イ　児童の活動や努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し，児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　いじめアンケートや教育相談を定期的に（年６回，学期に２回）実施し，児童の小さなサインを見逃さないように努める。保護者アンケートも行う。

イ　アンケートに基づいて，児童の個人面談を実施する。

ウ　教師と児童との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ　校内の相談体制を見直し，担任に限らず教職員誰にでも相談できるよう組織立てる。（毎月の養護教諭の健康指導の後に一人一人話を聞く時間を設定する）

オ「キッズ岡崎こころの電話相談」等外部の相談機関を紹介する。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら，「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害児童には，教育的配慮のもと，毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家，警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。

カ　インターネット上のサイト等におけるトラブルに児童が巻き込まれることを未然に防ぐために，インターネットの利用に関する指導等，情報モラル教育を充実する。また，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）を加えるなどして対応する。

（３）調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

５　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し，実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組の評価，及び保護者への学校評価アンケートを実施（１月）し，いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

６　その他

（１）生活指導担当によるいじめ防止に関する校内研修を年２回（６月と１月）計画し，児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（２）「学校いじめ防止基本方針」は，４月に保護者へ配付する。

（３）長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。

（４）アンケートを２枚用意し，必要に応じ，他の教職員との相談の場を設ける。

【重大事態対応フロー図】

重大事態の発生

↓

教育委員会へ重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

↓

※「いじめ・長期欠席対策委員会」が調査組織の母体となる。
※組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

↓

※因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

↓

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ，情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施するアンケートは，調査に先立ちその主旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

↓

※希望があれば，いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ，再発防止にけた取組を検討し，実施する。
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜形埜小学校いじめ防止への取組の年間計画＞

	「いじめ・長期欠席対策委員会」		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ基本方針」の確認	○相談センターやSCの児童，保護者への周知 ○学級開き，学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○身体測定	○家庭訪問 ○「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学校公開デー
5月	D	○現職研修① 「学級づくり」	○全学年が赤白2チームに分かれた運動会	○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○ふれあい共育月間 ○PTA奉仕作業
6月		○給食指導	（○縦割り給食） （○いきいきふれあいの日） ○家庭読書期間Ⅰ ○道徳授業参観（全学年）	○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○学校評議員への授業公開Ⅰ （○ふるさとまつり） ○学校公開デー
7月	C		○形小夏まつり（異年齢集団活動）	○個別懇談会	○個別懇談会
8月	A	○中間評価→検証			○PTA奉仕作業
9月	P		○父母・祖父母による授業参観	○「生活アンケート（いじめアンケート）」 ○身体測定	○ふれあい共育月間 ○祖父母参観
10月	D	○現職研修② 「児童理解」	○学芸会		○学校評議員への学芸会公開
11月			（○縦割り給食） ○家庭読書期間Ⅱ ○青少年健全育成会	○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○保護者アンケート ○保護者への学校評価アンケート
12月	C		○人権週間（校長・生活指導主任講話・読み聞かせ） ○赤い羽根募金活動	○個別懇談会	○個別懇談会
1月	A	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○ふれあい共育月間 ○学校公開デー
2月		○自己評価	（○縦割り給食） ~~○親子読書期間Ⅲ~~	○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○学校評議員への授業公開Ⅱ ○学校関係者評価委員会で学校の取組の評価を受ける。
3月	P へ	○学校関係者評価の結果を検証し，「いじめ防止基本方針」の見直し	○6年生を送る会		○授業参観
通年		○職員会時に校内のいじめに関する情報の収集・対応策の検討	○集会における校長講話 ○縦割り掃除 ○道徳教育 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察 ○体重測定 ○SCによる相談 ○連絡帳の点検	○あいさつ運動取組（交通安全指導立番）

※いじめが発生した場合の対応については，関係する職員で共通理解を図りながら，対応していく。

※SCとは，スクールカウンセラーのこと，希望する児童･保護者は，相談をすることが可能である。